

Weekly Report

第591日号
令和3年3月1日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

本年3月から開始となる主な制度等は

◎会社法の改正……*株主が同一の株主総会において提出できる議案数を10までに制限する、

*会社補償(役員等が責任追及を受けた場合などに生じた費用や賠償金を会社が補償する契約)や、役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)に関する規定を設ける、*他の株式会社を子会社化するため、自社株式を被買収会社の株主に交付できる株式交付制度の創設、などが施行されます。

◎障害者の法定雇用率引上げ……民間企業における障害者の法定雇用率が2.3%に上げられます。これに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員43.5人以上に変わります。

◎緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金……

緊急事態宣言の対象地域の飲食店と直接・間接の取引がある、又は外出自粛等による影響を受けて、本年1~3月のいずれかの月の売上が前年比又は前々年比で50%以上減少した中小法人・個人事業主等に対する一時金(法人60万円、個人30万円が上限)について、申請受付が3月8日から開始

されます。

◎事業再構築補助金……新分野展開や業態転換、事業・業種転換などの事業再構築に取り組む中小企業等の設備費や建物の建築・改修費、システム購入費などを補助(中小企業の通常枠で最大6千万円、補助率2/3)する事業で、3月中に公募開始予定です(電子申請となり、GビズIDプライムが必要)。

◎マイナンバーカードの保険証利用……マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、オンライン資格確認を導入している医療機関・薬局で使用できます。なお、保険証利用にはマイナポータルでの申込みが必要です。

民間のコロナ融資による保証料補助の取扱い

新型コロナによる資金繰り支援として、民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度が実施されています(申込は本年3月末まで)。

この融資制度では売上減少要件を満たす場合に、事業者が信用保証協会に支払うべき保証料の全額又は半額の補助を受けることができますが、保証料の全額補助を受けた場合には、国が事業者に代わって保証料全額を信用保証協会に支払うため、特段の処理は必要ありません。

半額補助の場合は、事業者が保証料の半額を支払うこととなりますが、その保証料は前払保証料等として資産に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料を費用に振り替えて処理します。

★★★3月のチェックポイント★★★

※コロナ禍の収束に向けて職場・家庭での対策を。

※申告所得税・個人事業者の消費税・贈与税の申告期限は4月15日に延長されますが、法人税や相続税は従来どおりの申告期限です。

※1日から全国火災予防運動。今年の統一標語は「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」です。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、残高等の確認を行い完全回収に取り組みます。